

# P T A 規 約



足立区立東島根中学校

◆このP T A規約は3年間使用いたしますので、大切に保管してください◆

# 東島根中学校 P T A 規約

## 第1章 名称と目的

第1条 本会は足立区立東島根中学校 P T A と称し、事務所を東島根中学校内におく。

第2条 本会は保護者と教職員が協力して子どもの幸福を目指して互いに学習しあい、その学習に基づいて社会的な教育活動をすることを目的とする。

## 第2章 会 員

第3条 1. 本会は東島根中学校に在籍する生徒の保護者および学校教職員で構成する。  
2. 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

## 第3章 本部役員、会計監査および運営委員の選出

第4条 本会の本部役員、会計監査は次のとおりとする。

1. 本部役員
  - ・会 長 1名
  - ・副会長 3名（内1名は教職員）
  - ・会 計 3名（内1名は教職員）
  - ・書 記 4名（内1名は教職員）
  - ・他 4名（年度に応じ、副会長、会計、書記のいずれかの役員を定める）
2. 会計監査 3名（内1名は教職員）

第5条 本部役員、会計監査の選出と、就任は次のとおりとする。

1. 本部役員・会計監査の選出は、年次総会3ヶ月前までに推薦委員会を組織し、別に定める規定によりおこなうものとする。
2. 推薦委員会から選出されたその年度の本部役員、会計監査候補者は総会の承認を得て正式に就任する。
3. 本部役員・会計監査の任期は総会から総会までとし、再任を妨げない。

- 第6条 1. 運営委員は次のとおりとする。
- ・学年委員長 各1名
  - ・専門委員長 各1名
  - ・生活指導 1名（教職員）
  - ・学 年 各1名（教職員）
2. 役員、会計監査、学年委員長は他の専門委員を兼ねることができない。

第4章 役員、会計監査および運営委員の任務

- 第7条 役員、会計監査および運営委員の任務は次のとおりである。
1. 会 長…本会を代表し会務を統括する。
  2. 副 会 長…会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
  3. 会 計…本会の会計の収支を記録し総会においては決算報告、予算審議の資料を提出する。
  4. 書 記…役員会、運営委員会の記録および書類の発授をおこなう。
  5. 会計監査…会計の収支について監査する。
  6. 運営委員…それぞれの立場において議事に参画する。

第5章 役員会、運営委員会、学年および学級委員会  
学年合同委員会、各専門委員会の組織

- 第8条 1. 本部役員会……………会長および本部役員で組織する。
2. 運営委員会……………本部役員および運営委員で組織する。
3. 学級委員会……………各学級の委員で、学年より5名以上の必要数を選出し、その互選により学級委員長を決定する。
4. 学年委員会……………学年単位の委員会で学級委員長で組織し、その互選により学年委員長を決定する。
5. 学年合同委員会………全学年の委員会で、学級委員長で組織し会長が召集する。
6. 各専門委員会……………専門委員会は以下のとおりとし、原則として各学級から各専門委員を1名ずつ（広報委員のみ各2名）選出し組織する。但し、選出が困難である等の事情を会長が認めた場合には、学年全体から各専門委員を選出できることとする。
- イ. 広報委員会
  - ロ. 成人教育委員会
  - ハ. 校外生活指導委員会

- 第9条 専門委員は次のいずれかの委員会に属し委員長は委員の互選により決定する。
1. 広報委員会
  2. 成人教育委員会
  3. 校外生活指導委員会

第6章 機 関
---------

- 第10条 1. 総 会……………本会の最高議決機関であり次の審議をおこなう。
- イ. 決議の承認
  - ロ. 予算の承認
  - ハ. 役員、会計監査の承認
  - ニ. 規約の改正
  - ホ. その他本会に必要な議案
2. 運営委員会…………イ. 総会に提出する議案
- ロ. 役員会で立案された事項
  - ハ. 各専門委員会で立案された事業計画
  - ニ. 会員の福利、厚生に関する事項
  - ホ. その他本会に必要な議案
3. 本部役員会…………イ. 総会に提出する報告書の作成
- ロ. 運営委員会の企画運営
  - ハ. その他本会の運営に必要な事項の処理
4. 学年および学級委員会…それぞれの学年・学級に関する事項を協議運営する。
5. 学年合同委員会…学年・学級に関し総合的な諸事項について協議運営する。
6. 専門委員会…各専門委員会の年間行事計画を協議立案し運営する。
- イ. 広報委員会                   P T A活動の伝達と会員相互の啓発
  - ロ. 成人教育委員会           会員の教養向上に関する事項
  - ハ. 校外生活指導委員会     生徒の校外生活に対する指導

## 第7章 会 計

- 第11条 1. 本会の経費は、会費で賄う。会費は1世帯3,500円とする。  
会計年度は4月より始まり、翌年3月に終わる。

## 第8章 集 会

- 第12条 総会は、年1回開催し、日時・議題は、事前に通知する。  
本部役員会が必要と認めた場合、または会員の4分の1の要求があった場合は、  
会長は臨時総会を開催するものとする。
- 第13条 総会の定数は2分の1（委任状を含む）、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第14条 本部役員会・運営委員会・学年および学級委員会・学年合同委員会・各専門委員会は、必要に応じてそれぞれ会長・委員長が随時召集する。

## 【 附 則 】

1. 本会の規則は、改正することができる。改正案は規約改正委員会を組織し、総会で決定する。
2. 本会の運営を円滑におこなうために、内規をもうけることができる。内規は運営委員会の決議を得て施行する。
3. この規約は、平成8年5月1日より施行する。
4. 第7章 会計 第11条は、平成12年5月8日より施行する。
5. 第1章 名称と目的 第2条は、平成27年5月1日より施行する。
6. 第3章 本部役員、会計監査および運営委員の選出 第5条は、平成27年5月1日より施行する。
7. 第5章 役員会、運営委員会、学年および学級委員会、学年合同委員会、各専門委員会の組織 第8条は、平成28年5月2日より施行する。

# 【 内 規 】

## 1 . 慶 弔

- 第1条 本内規はPTAの慶弔の意を（病気、災害を含む）表すために、会員の慶弔についての基準を規定するものとする。
- 第2条 弔事の時は、次の基準とする。
- (1) 会員・教職員（配偶者を含む）の場合 10,000円
  - (2) 生徒の場合 10,000円
  - (3) 弔電は運営委員会の決議により措置することができる。
- 第3条 弔事の時の告別式の参列者は、次の基準とする。
- (1) 教職員、保護者の場合……本部役員、該当学年委員長、学級委員長
  - (2) 生徒の場合……本部役員、該当学年委員長、学級委員長
  - (3) 教職員の配偶者の場合……本部役員
- 第4条 教職員の病気・療養が30日を越えた場合 5,000円
- 第5条 火災によって天井が焼け落ちた場合 5,000円
- 第6条 慶弔に関して特別の場合は、運営委員会の決議により措置することができる。但し、緊急の場合は、本部役員会の決議によりおこなうことができる。

## 2 . 表 彰

- 第1条 教職員の転退職の際に記念品を贈る。
- 第2条 PTA活動に貢献された、本部役員・会計監査で1年以上その任にあたった会員が退任された際、感謝状と記念品を贈る。

### 3. 推薦委員会

第1条 推薦委員会は、年次総会3ヶ月前までに組織する。

第2条 推薦委員の構成と任務は、次のとおりとする。

- (1) 推薦委員は、本部役員から2名（最大3名）、学年学級委員会から1・2学年から各2名、各専門委員会から4名、教職員から2名、計12名を選び、推薦委員会を組織する。
- (2) 委員長、副委員長、各1名ならび書記2名は、全委員の互選により選出する。
- (3) 現役員、会計監査は、推薦委員にはなれない。但し、退会する役員、会計監査はこの限りでない。

第3条 委員は良識をもって広い視野から役員の選考推薦をおこない、委員長は、役員選考に関する一切の事務を処理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代行する。

第4条 本委員会は、委員定数の3分の2以上の出席をもって成立する。

出席できないときは委任状を認める。

会長、本部役員(副会長、会計、書記)会計監査の候補者の選考および推薦は、次の方法による。

- (1) 各候補者を会員中より募り、次期会長・本部役員・会計監査を本人の承諾を得て推薦し、総会の承認を経て決定する。
- (2) 必要に応じて投票することができる。
- (3) 推薦委員から、次期会長・本部役員・会計監査を推薦することはできない。

第5条 本委員会は、総会における役員承認をもって解散する。